



議案第五十六号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年四月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年四月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十九万円」を「二十二万円」に改める。

第三条第一項中「百分の五」を「百分の四七」に改める。

第四条中「百分の四十一」を「百分の三十七」に改める。

第十条第一号中「四千九百二十円」を「五千七百円」に「六千円」を「六千九百円」に改め、同条第二号中「十六万円」を「十六万五千円」に、「三千二百八十円」を「三千八百円」に、「四千円」を「四千六百元」に改める。

附則第六項中「昭和五十四年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十四年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。